

沼津市津波避難路整備事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

沼津市長 栗原裕康

沼津市津波避難路整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地震による津波の被害から市民の生命を守るため、津波避難路整備事業を行う者に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災会 地域の住民により自主的に結成された防災のための組織をいう。
- (2) 連合自治会自主防災会 各地区連合自治会を主体とする防災のための組織をいう。
- (3) 自主防災会等 自主防災会及び連合自治会自主防災会をいう。
- (4) 補助対象となる津波避難路 別に定める沼津市津波避難路整備ガイドラインに基づき、市が指定した避難路で私有の土地であるもの（以下「指定津波避難路」という。）及び津波避難訓練対象区域内の指定津波避難路を除く避難路で私有の土地であるもの（以下「指定津波避難路以外」という。）のうち、市長が必要と認めるものをいう。
- (5) 津波避難路整備事業 別表に掲げる津波避難路整備工事を実施する事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象となる津波避難路の所有者から津波避難路整備事業を実施することについての承諾を得た自主防災会等とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、津波避難路整備事業とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の各区分の補助対象費用に当該各区分ごとの補助率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額)とし、同表に定める工事内容ごとの限度額を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、津波避難路整備事業費補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業(変更)計画書(第2号様式)
- (2) 津波避難路所有者の承諾書
- (3) 津波避難路を明示した位置図、平面図等
- (4) 津波避難路整備のために行う工事の概要を確認できる図面等
- (5) 津波避難路の全景及び補助事業を実施する箇所が確認できる写真
- (6) 補助事業に要する費用の見積書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、現地調査を行った上で適当と認める場合は、津波避難路整備事業費補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(維持管理)

第8条 申請者は、津波からの避難に支障がないよう、補助事業により整備を行った津波避難路の適正な維持管理に努めるものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 申請者が止むを得ず、補助金の交付申請を取り下げるときは、津波避難路整備事業費補助金交付申請取下書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

(変更の承認申請)

第10条 申請者は、補助事業を変更しようとするときは、あらかじめ津波避難路整備事業費補助金変更承認申請書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業(変更)計画書(第2号様式)

- (2) 津波避難路整備のために行う工事の変更を確認できる図面等
- (3) 補助事業に要する費用の変更見積書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(変更決定の通知)

第11条 市長は、前条の規定により変更の承認申請があったときは、その内容を審査し、適當と認める場合は、津波避難路整備事業費変更承認通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 申請者は、当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、津波避難路整備事業費補助金実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る工事施行者と締結した工事請負契約書の写し
- (2) 補助事業に要した費用に係る領収書の写し
- (3) 補助事業の実施状況が確認できる写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、書類の審査、現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、津波避難路整備事業費補助金交付額確定通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 申請者は、前条の規定による補助金交付額の確定通知を受けたときは、速やかに補助金支払請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

別表

津波避難路整備工事

区分	工事内容	補助対象費用	補助率	補助限度額
指定津波避難路	1 階段設置工事 2 舗装工事 3 手すり設置工事 4 上記に掲げるもののほか、津波避難路・避難場所としての効果を増大させるために有効であると市長が認める工事	全額	2 / 2	80万円
	5 避難路入口又はその避難路上の滞留スペースへの照明設備の設置工事（停電時に対応できる設備に限る。）			70万円
指定津波避難路以外	1 階段設置工事 2 舗装工事 3 手すり設置工事 4 避難路入口又はその避難路上の滞留スペースへの照明設備の設置工事（停電時に対応できる設備に限る。） 5 上記に掲げるもののほか、津波避難路、避難場所としての効果を増大させるために有効であると市長が認める工事	原材料費のみ	1 / 2	50万円